

4. 都市計画の決定権者

都市計画の内容		市決定 (知事協議)	都決定 1
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針			
区域区分			
都市再開発方針等			
地 域 地 区	用途地域		
	特別用途地区		
	高度地区		
	高度利用地区		
	防火地域・準防火地域		
	風致地区		2以上の市町村にまたがる、 面積10ha以上のもの
	駐車場整備地区		
	特別緑地保全地区		2以上の市町村にまたがる、 面積10ha以上のもの
	生産緑地地区		
都 市 施 設	道路	(右記以外)	自動車専用道路、 一般国道、都道
	駐車場		
	自動車ターミナル		
	公園	(右記以外)	面積10ha以上で、 国・都設置のもの
	緑地	(右記以外)	面積10ha以上で、 国・都設置のもの
	下水道	(右記以外)	・流域下水道 ・公共下水道で2以上の市町 村に区域にわたるもの
	汚物処理場		
	ごみ焼却場		
	ごみ処理場		
	ごみ処理場等		
	河川	準用河川	一級河川、二級河川
	火葬場		
	一団地の住宅施設		
開 発 事 業 市 街 地	土地区画整理事業	(右記以外)	施行区域面積が50ha超で国・ 都が施行するもの
	新住宅市街地開発事業		
	市街地再開発事業	(右記以外)	施行区域面積が3ha超で国・ 都が施行するもの
地区計画			

1: 都決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるものは、国土交通大臣の同意が必要です。